

～自動で質量をはかる計量器(自動はかり)を 使用・製造・修理されている皆様へ～

計量法に基づく自動はかりの**検定制度**が開始されます！

検定の対象となるのは取引又は証明に
使用している自動補足式はかりのみです。

○自動補足式はかり

〈対象〉

・ひょう量が5kg以下のもの

〈特徴〉

・主な計量対象:加工食品、飲料、食品等

・特徴:箱、袋、缶などの形態で計量を行う

〈検定開始時期〉

(新たに使用するもの)

令和6年4月1日～

(既に使用しているもの)

令和9年4月1日～



※なお、以下の自動はかりは**検定制度の対象外**となりましたのでご注意ください！！

〈充填用自動はかり〉 〈ホッパースケール〉 〈コンベヤスケール〉



●**検定機関**・・・現在、国によりその都度事業者が九州ブロックで指定されています。指定されている事業者については、佐賀県HPに掲載しておりますので、下記の二次元コードから御確認ください。

(注)

・取引又は証明の業務には、検定証印()もしくは基準適合証印()がある計量器を使用してください。

・違反の場合、**6月以下の懲役**又は**50万円以下の罰金**が課せられる場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせ



佐賀県県民環境部くらしの安全安心課 食育・計量担当

TEL:0952-25-7069 FAX:0952-25-7327



〈佐賀県HP〉

【参考】「取引又は証明」の業務とは？

取引又は証明とは・・・計量法第2条第2項

取引：有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為

証明：公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること

取引の具体例

（商品取引の場合）

- ・菓子類等の包装商品の内容量を商品に表示するための計量
- ・スーパー等で販売される商品等に質量に基づく値付けをして商品に表示するための計量
- ・工場等で精肉等の商品をパッケージし、当該パッケージに質量を表示するための計量
- ・農林漁業者が生産物資を販売するために計量を行い、当該生産物資に質量を表示するための計量
- ・野菜等を「〇g当たり〇円」や「〇gで〇円」で売買するための計量
- ・原材料を納入もしくは受け入れる事業者が契約の要件となる原材料の質量（〇kg）を取引先の事業者に対して示して取引をする場合
- ・貴金属等のリサイクル等において、「〇g当たり〇円」や「〇gで〇円」といった取引を行う場合の計量

（役務取引の場合）

- ・委託加工契約において加工料金を加工物品の質量によって確定して取引をする場合の計量
- ・委託加工を受託した事業者が、契約の要件となる受託商品等の質量（〇g）を委託先に対して示して取引をする場合の計量
- ・委託事業者が契約の要件となる委託商品等の質量（〇g）が正しいか確認して取引をする場合の計量
- ・倉庫に保管している商品等を出荷時に、契約の要件となる商品等の質量（〇g）を運送業者に対して示して対価を決定する場合の計量
- ・倉庫に商品等を納入もしくは受け入れる際に、契約の要件となる商品等の質量（〇g）を取引先事業者に対して示して対価を決定する場合の計量

証明の具体例

- ・官公庁に対する報告のための計量（生産工程の途中のものであっても、その値が報告されているのであればその計量も含む）
- ・官公庁に対して商品等の生産に使用した原材料使用料を質量（〇kg）で報告するための計量

「取引または証明」に該当しない例

- ・商品の製造工程管理に係る計量その他内部的な行為であり、業務上その結果が他人に表明されない計量
- ・社内におけるデータ蓄積を目的として行われる計量
- ・商品等の取引に用いる際に行われる計量の前段階に目安として行う計量

（参考）

- ・最終商品の質量表示の有無に係わらず、物象の状態の量を計量する場合
 - ①計量結果が外部に表明されない場合には、契約の要件にならないため取引又は証明に該当しない。
 - ②計量結果が外部に表示されない場合であって、契約の要件となるときは、取引又は証明に該当する。
- ※直接、計量結果が表示されない場合でも、契約書等で商品A（〇〇g）×10個のように、商品Aが〇〇gであることを契約の要件としている場合は、取引又は証明に該当する。